

平成27年6月26日
道路局

特殊車両通行許可審査システムの障害について

特殊車両通行許可審査システムについては、平成27年6月1日からバン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準を統一する運用を開始したところですが、委託したシステム改修の不具合により、本来の条件とは異なった算定結果がシステムから出力される可能性があることが判明しました。

このことにより6月1日から24日までの間に誤った許可証が交付された可能性のある最大約300件の申請については、許可証を発行した事務所より、再算定が完了するまで誤った可能性のある許可証を利用しないように依頼するとともに、再算定を早急に実施し、正しい算定結果を受けた許可証で利用できるよう対応を行ってまいります。

関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。また、今後はこのようなことが起こらないよう十分に確認を行うなど、システムの不具合が生じないように努めてまいります。

<問い合わせ先>

道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 課長補佐 矢野、北澗

代表 03-5253-8111 (内線 37436, 37432) 直通 03-5253-8483 FAX 03-5253-1617

※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス：<http://www.mlit.go.jp>）にも掲載しています。